(3)食費・居住費(滞在費)の負担限度額

※負担限度額の認定を受けた場合は、以下の第1~第3段階のいずれかの料金となります

対象者		利用者 負担区分	居住費 (居室料)	食 費
世帯全員が、市町村民税非課税者	生活保護受給者	第1段階	820円/日	300円/日
	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	第2段階	820円/日	600円/日
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万超120万円以下 の方	第 3 段階 ①	1,310円/日	1,000円/日
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が120万円超の方	第3段階 ②	1,310円/日	1,300円/日
上記以外の方		第4段階	3,000円/日	1,800円/日